目次

[第１　監査の請求 3](#_Toc536737419)

[１　大阪府職員措置請求書の提出 3](#_Toc536737420)

[２　請求人 3](#_Toc536737421)

[３　請求の趣旨 3](#_Toc536737422)

[４　請求の理由 3](#_Toc536737423)

[第２　請求の補正及び受理 3](#_Toc536737424)

[第３　監査の実施 3](#_Toc536737425)

[１　監査対象事項 3](#_Toc536737426)

[２　監査の対象としなかった事項及びその理由 4](#_Toc536737427)

[３　監査対象部局 4](#_Toc536737428)

[４　補充書の提出及び請求人の陳述 4](#_Toc536737429)

[５　監査対象部局の陳述 5](#_Toc536737430)

[第４　監査の結果 6](#_Toc536737431)

[１　事実関係 6](#_Toc536737432)

[(1) 万博誘致の経過について 6](#_Toc536737433)

[(2) ＩＲとの関係について 7](#_Toc536737434)

[(3) 万博開催予定地の安全性について 8](#_Toc536737435)

[ア　津波・高潮について 8](#_Toc536737436)

[イ　液状化・圧密沈下について 9](#_Toc536737437)

[ウ　廃棄物の処理について 9](#_Toc536737438)

[(4) 本件支出について 11](#_Toc536737439)

[ア　公金支出一覧に記載された支出について 11](#_Toc536737440)

[a　政策企画総務課（政策企画部）の支出について 12](#_Toc536737441)

[b　東京事務所（政策企画部）について 13](#_Toc536737442)

[c　秘書課（政策企画部）について 14](#_Toc536737443)

[d　万博誘致推進室（政策企画部）について 15](#_Toc536737444)

[e　契約局（総務部）について 17](#_Toc536737445)

[イ　誘致委員会の支出について 17](#_Toc536737446)

[２　判断 18](#_Toc536737447)

[（1）財務会計上の行為 18](#_Toc536737448)

[ア　公金支出一覧に記載された支出について 18](#_Toc536737449)

[（ア）海外出張旅費について 18](#_Toc536737450)

[（イ）誘致委員会への分担金について 19](#_Toc536737451)

[（ウ）業務委託料について 20](#_Toc536737452)

[イ　誘致委員会の支出について 21](#_Toc536737453)

[(2) 先行行為 22](#_Toc536737454)

[３　結論 24](#_Toc536737455)

[（別紙１） 25](#_Toc536737456)

[（別紙２） 26](#_Toc536737457)

[（別紙３） 28](#_Toc536737458)

[（別紙４） 30](#_Toc536737459)

[（別紙５） 31](#_Toc536737460)

[（別紙６） 33](#_Toc536737461)

[（別紙７） 34](#_Toc536737462)

[（別紙８） 36](#_Toc536737463)

[（別紙９） 38](#_Toc536737464)

[（別紙10） 44](#_Toc536737465)

[（別紙11） 47](#_Toc536737466)

# 第１　監査の請求

## １　大阪府職員措置請求書の提出

　　　平成30年11月20日

## ２　請求人

略

## ３　請求の趣旨

請求人は、大阪府知事に対して、以下の勧告をするよう求めた。

(1) 大阪府知事松井一郎は、大阪市此花区夢洲においていわゆる「夢洲万博」（国際博覧会条約による国際博。以下「万博」という。）を誘致推進するための公費支出及び建設費用等の公金支出を止めること

(2) 大阪府知事松井一郎は、松井一郎及び吉村洋文に対し、万博に関し府が支出した費用（損失）を請求すること

## ４　請求の理由

別紙２記載のとおり。

# 第２　請求の補正及び受理

平成30年11月20日に提出のあった大阪府職員措置請求書について、措置請求の対象となる支出を具体的に特定するよう補正を求めたところ、請求人から同年12月14日付けで別紙３（以下「補正書１」という。）、同月20日付で別紙４のとおり補正書（以下「補正書２」という。）が提出された。

その結果、本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第１項に定める要件を具備することとなったため、受理することとした。

# 第３　監査の実施

## １　監査対象事項

　　　補正書１及び補正書２で示された平成29年度及び平成30年度に係る支出495件のうち、支出日が平成29年11月20日以降の298件の支出（以下「本件支出」という。）

## ２　監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 法第242条第２項において、違法又は不当な公金の支出のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除いて、住民監査請求をすることができない旨規定されている。

補正書１に記載された495件の支出のうち、平成29年11月19日以前を支出日とする197件については、平成30年11月20日の請求日時点で、支出のあった日から１年を経過している。これらの支出に関する情報は、大阪府ホームページ上で公開されることから、１年を経過したことに正当な理由が存するとは認められず、監査の対象とは認められない。

(2) なお、請求人は、本件支出以外にも、「2025万博関連の公金支出の全て」を違法と主張するが、「2025万博関連の公金支出の全て」については、監査の対象と認めることはできない。

すなわち、最高裁判所平成２年６月５日第三小法廷判決は、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、（中略）各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する」旨判示している。

「2025万博関連の公金支出の全て」は、監査委員が各行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示されていない。

（3）よって、平成29年11月20日以降に支出された298件（以下「本件支出」という。）を監査対象とする。

## ３　監査対象部局

　　　大阪府政策企画部（以下「政策企画部」という。）及び大阪府総務部（以下「総務部」という。）

## ４　補充書の提出及び請求人の陳述

(1) 平成30年12月14日付けで、補正書１と併せて本件住民監査請求の内容を補充する補充書が別紙５のとおり提出された。

また、請求人陳述に先立ち、平成31年１月11日付で補充書が別紙６のとおり提出された。

(2) 平成31年１月15日、法第242条第６項の定めるところにより、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。また、法第242条第７項の定めるところにより、関係職員として、政策企画部の職員６名を立ち会わせた。

(3) 同日、請求人から別紙７のとおり、本件住民監査請求の内容を補充する補充書の提出があった。

また、同日、請求人から、別紙８のとおり陳述があった。

## ５　監査対象部局の陳述

平成31年１月15日、監査対象部局である政策企画部に対し、陳述の聴取を行ったところ、別紙９のとおり陳述書の提出があった。

また、同日、政策企画部から、別紙10のとおり陳述があり、この陳述に対して、請求人から別紙11のとおり意見があった。

# 第４　監査の結果

## １　事実関係

請求人及び監査対象部局より提出された事実証明書並びに関係職員に対し調査した結果、次のとおりの事実が認められた。

### (1) 万博誘致の経過について

ア　大阪府は、平成28年６月30日に、2025年に国際博覧会を大阪に誘致すべく、「2025年万博基本構想検討会議（座長 秋山弘子 東京大学特任教授、委員数26名）」を設置し、以後、４回の全体会議、５回の部会を経て、基本構想（府案）（以下「府構想」という。）をとりまとめた。国際博覧会は、国際博覧会条約に基づくものであり、中央政府がその開催と参加の意思決定を行う国家的催事であることから、同年11月９日、同構想を国に提出した。府構想においては、「人類の健康・長寿への挑戦」をテーマとし、開催場所については、海外をはじめ、日本の各都市からのアクセス性に優れ、時間距離も短く、大阪市の都心から直線距離にして西へ約10㎞の大阪臨海部に位置する夢洲を想定している。

イ　国においては、大阪府の基本構想について検証するとともに、立候補に向けた国としての検討を行うことを目的に、平成28年12月16日に経済産業省が事務局となって「2025年国際博覧会検討会（座長 古賀信行 日本経済団体連合会副会長、委員数29名）を設置し、以後、３回の検討会を経て、平成29年４月７日、検討会報告書（以下「国報告書」という。）を取りまとめた。国報告書においては、いのち輝く未来社会のデザインをテーマに、多様で心身共に健康な生き方、持続可能な社会・経済システムをサブテーマとし、開催地域として、①人口・経済規模、②文化、③コンセプトとの親和性の観点からから関西・大阪が、開催場所としては、①長期的地域整備計画、②既存の都市機能の利用、③会場への交通アクセス、④会場用地の確保、⑤地震対策の観点から夢洲が、その条件を具備するものとしている。

ウ　国報告書のとりまとめを受け、平成29年４月11日、大阪府における国際博覧会について、2025年（平成37年）に開催することを目指し、国際博覧会に関する条約上の立候補及び開催申請手続を進めることとする旨の閣議了解がなされた。同閣議了解においては、同博覧会は、人類が諸課題に直面する中、多様な価値観を交流させながら、人類の幸福な生き方を問い直すことで、一人一人が自分のポテンシャルを発揮しながら心身ともに豊かさを感じられる、いのち輝く生き方や、そうした多様な生き方を支え、かつ調和させる持続可能な未来の社会・経済システムを皆でデザインすることを目的とすることとされている。

平成29年４月24日には、日本国政府が「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、2025年（平成37年）５月３日から11月３日までの６か月間、大阪府夢洲において開催する旨の2025年国際博覧会開催国への立候補表明文書（内閣総理大臣書簡）を博覧会国際事務局（Bureau International des Expositions (BIE)　以下「ＢＩＥ」という。）に提出した。

平成29年９月25日には、日本国政府が、ＢＩＥに対し、2025年国際博覧会の大阪・関西誘致に向けたビッド・ドシエ（Bid Dossier：立候補申請文書。以下「ビッド・ドシエ」という。）を提出した。同文書において、テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」は、一人ひとりが、自ら望む生きかたについて考え、グローバル社会の新しいビジョンをつくる世界的な試みに参加することを促すものとし、１）一人ひとりが生まれ持った、多様な可能性の発揮、２）多様な生き方を支える、調和の取れた持続可能な社会の創造、３）日本が目指す未来–SDGsとSociety 5.0の実現に向けた取り組みを推し進めることとされている。

ＢＩＥ総会における数次のプレゼンテーション（平成29年６月14日、同年11月15日、平成30年６月13日）やパリにおける万博誘致フォーラムの開催（平成30年10月10日）など大阪誘致に向けた取組みを経て、平成30年11月23日のＢＩＥ総会において同加盟国による投票により、開催国に日本が選ばれた。

　　エ　大阪府議会においては、平成28年11月４日、「2025日本万国博覧会」の大阪誘致を国に求める決議が可決され、さらに、都道府県、市町村、行政団体など全国277団体において、2025年国際博覧会の大阪・関西での開催に賛同する決議がなされている。

オ　内閣総理大臣は、平成30年２月23日、ＢＩＥに対し、博覧会へ参加を促すために開発途上国に対して240億円規模の支援を行う「2025国際博覧会の大阪・関西誘致に向けた途上国支援プログラム」の提出を行った。同プログラムにおいては、開発途上国はもちろん万博全体が価値ある体験をすることができるよう、万博への参加に関する開発途上国の経費をすべてカバーすることとされている。

### (2) ＩＲとの関係について

万国博覧会は、前述のとおり、国際博覧会条約に基づく国際博覧会である。

一方、いわゆるＩＲ（統合型リゾート施設。以下「ＩＲ」という。）は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）において、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示施設等、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客機能施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設等であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものとされている。同法においては、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県による民間事業者との区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やＩＲ事業者の監督等所要の制度が規定され、認定申請に当たっては、都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意、政令市はその議会の議決が要件化されている。

### (3) 万博開催予定地の安全性について

#### ア　津波・高潮について

ビッド・ドシエにおいて、たとえ満潮時であっても、南海トラフ巨大地震で予測される津波の高さより約５ｍ高い夢洲の地盤面には津波が到達しない旨記載されている（ビッド・ドシエ　第８章　８．Ｇ　２）。

上記記載内容については、平成25年８月８日公表の大阪市ホームページ「大阪府下における南海トラフ巨大地震の被害想定の公表について」において、「此花区の海岸線から沖合約30ｍ地点における津波水位がO.P.+5.4m」とされていることから、確認することができる。

また、ビッド・ドシエにおいて、台風などの異常な天候により甚大な被害が発生した場合の一時的な会場の閉鎖を含め、来場者の安全を確保するためのあらゆる必要な措置が取られる旨記載されている（ビッド・ドシエ　第１章　１．Ｃ　６　ｃ）。

平成30年９月４日の台風21号において、過去の最高潮位を超える値（気象庁大阪検潮所O.P.+4.59m）を記録したが、万博予定地のうち、埋立てが完了している部分への浸水被害はなかった。



（大阪府万博誘致推進室作成）

#### イ　液状化・圧密沈下について

液状化については、ビッド・ドシエにおいて、夢洲の地盤は、粘性土を主成分とする土砂で埋め立てられているため、液状化は起こりにくい旨記載されている（ビッド・ドシエ　第８章　８．Ｇ　２）。

圧密沈下については、監査委員が、埋立事業を行う大阪市の担当部局を調査したところ、沖積層については地盤改良（サンドドレーン）を施工済みであり、盛土層（埋立層）については今後の埋立において地盤改良（プラスチックボードドレーン）により圧密を促進する、これらにより、会場建設に着手するころまでに概ね沈下は収束する旨の回答があった。

#### ウ　廃棄物の処理について

監査委員が万博予定地の廃棄物等の受入れについて、大阪市の担当部局及び大阪市・八尾市・松原市環境施設組合を調査したところ、各区の埋立材料、適用法令、受入れ基準等について下表のとおりの回答があった。

夢洲各区における埋立材料と適用法令・受入れ基準等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 埋立材料 | 適用法令・受入れ基準等 |
| 1区 | 産業廃棄物  一般廃棄物 | ＜産業廃棄物＞ ・産業廃棄物については「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第５号）」別表第１の基準を廃棄物処理法（注）に基づき適用している。 ＜一般廃棄物＞ ・一般廃棄物については、産業廃棄物に適用されている当該基準を適用している。 ・「大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物受入規程（平成元年11月22日規程第８号）」別表第４の３「判定基準」についても、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合において排出する一般廃棄物焼却灰に適用している。  ＜汚染土壌＞  汚染土壌の埋立処理施設として、土壌汚染対策法に基づく大阪市の汚染土壌処理業許可を平成27年に取得しており、同法に基づく施設基準や処理基準が適用されている。  ※廃棄物の埋立処分を行っている夢洲第１区は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場として同法に基づく届出がなされており、構造基準に基づき遮水壁や浸出液処理設備等を整備し、同じく維持管理基準に基づき排出水基準その他の基準を遵守する管理が行われている。 |
| 2区  3区 | 浚渫土砂 建設発生土 | ＜浚渫土砂＞ ・浚渫土砂の有害物質に係る受入基準及び試験方法については、「北港廃棄物埋立処分地に係る浚渫土砂の受入基準」及び「北港廃棄物埋立処分地第２・３区受入土砂の底質試験要領」のとおりである。 ・ダイオキシン類を含む底質の基準については、「大阪港湾区域における底質ダイオキシン類浄化対策方針」の２　底質ダイオキシン類浄化対策のとおりである。 ＜建設発生土（陸上残土）＞ 陸上残土の有害物質に係る受入基準については、「「臨海部埋立地への建設発生土（陸上残土）受入基準等」について」のとおりである。 |
| 4区 | 一般土砂 建設発生土 | ＜建設発生土（陸上残土）＞ 陸上残土の有害物質に係る受入基準については、「「臨海部埋立地への建設発生土（陸上残土）受入基準等」について」のとおりである。 |

（注）廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和45年12月25日法律第137号）

### (4) 本件支出について

#### ア　公金支出一覧に記載された支出について

請求人が違法・不当と主張する万博誘致推進費については、監査対象機関である政策企画部内の４所属、総務部内の１所属において執行されている。

補正書１の添付書類２の公金支出一覧は、大阪府のホームページ内の「公金支出情報公表サイト」により請求人が検索した結果であるが、そのうち、監査対象となる期間の支出額については下記のとおりである。

なお、この公金支出情報公表サイトにおいては、財務会計システムにより行った全ての支出情報が公表されているが、支払後、支出額や支出科目（節）を修正した場合であっても、その内容は反映されないため、全ての支払額を合計しても最終決算額とは一致しないことが留意事項とされている。

　　　＜万博誘致推進費にかかる経費支出298件＞

　　　　（平成29年11月24日から平成30年12月５日までの支払分）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属別  内　訳 | 29年度 | | 30年度 | |
| 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 |
| 政策企画総務課 | ― | ― | 9件 | 4,173,858円 |
| 東京事務所 | 37件 | 3,480,906円 | 30件 | 6,352,857円 |
| 秘書課 | 3件 | 42,717円 | 6件 | 2,777,111円 |
| 万博誘致推進室 | 96件 | 93,024,752円 | 116件 | 121,230,837円 |
| 契約局 | １件 | 28,137,320円 | ― | ― |
| 合　計 | 137件 | 124,685,695円 | 161件 | 134,534,663円 |

##### a　政策企画総務課（政策企画部）について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内　訳 | 29年度 | | 30年度 | |
| 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 |
| 旅費 | ― | ― | 8件 | 4,072,506円 |
| 使用料及び賃借料 | ― | ― | 1件 | 101,352円 |
| 合　計 | ― | ― | 9件 | 4,173,858円 |

政策企画総務課における支出は平成30年度のみであり、政策企画部幹部職員の海外出張旅費６回及びこれに伴う諸経費について執行されている。

　海外出張の概要については、以下のとおりである。

（a）イタリア共和国（ミラノ市）、サンマリノ共和国

目　的：大阪府議会2025年万博誘致に関する調査同行、サンマリノ共和国への支持要請

　　　　　　　期　間：平成30年５月９日～同月12日まで

　　　　　　　出張者：政策企画部次長

（b）フランス共和国

　　　　　　　目　的：第163回ＢＩＥ総会（2025開催候補国プレゼンテーション）

　　　　　　　期　間：平成30年６月11日～同月14日まで

　　　　　　　出張者：政策企画部長

（c）ハンガリー共和国、デンマーク王国、イタリア共和国

目　的：2025年日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に向けた支持要請活動等の実施

　　　　　　　期　間：平成30年９月８日～同月16日まで

　　　　　　　出張者：政策企画部長

（d）マレーシア国、パキスタン・イスラム共和国

目　的：2025年日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に向けた支持要請活動等の実施

　　　　　　　期　間：平成30年10月29日～同年11月２日まで

　　　　　　　出張者：政策企画部長

（e）クウェート国

目　的：2025年日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に向けた支持要請活動等の実施

　　　　　　　期　間：平成30年11月12日～同月15日まで

　　　　　　　出張者：政策企画部政策企画総務課長

（f）フランス共和国

目　的：2025年日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に向けた支持要請活動等の実施、第164回ＢＩＥ総会

　　　　　　　期　間：平成30年11月21日～同月25日まで

　　　　　　　出張者：政策企画部長

##### b　東京事務所（政策企画部）について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内　訳 | 29年度 | | 30年度 | |
| 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 |
| 使用料及び賃借料 | 28件 | 3,351,406円 | 22件 | 6,122,457円 |
| 負担金、補助及び交付金 | 9件 | 129,500円 | 8件 | 230,400円 |
| 合　計 | 37件 | 3,480,906円 | 30件 | 6,352,857円 |

東京事務所においては、経済産業省への派遣職員のための宿舎を借り上げており、これに要する賃料等について執行されている。

##### c　秘書課（政策企画部）について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内　訳 | 29年度 | | 30年度 | |
| 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 |
| 旅費 | 2件 | 4,418円 | 5件 | 2,641,350円 |
| 役務費 | 1件 | 38,299円 | ― | ― |
| 使用料及び賃借料 | ― | ― | 1件 | 135,761円 |
| 合　計 | 3件 | 42,717円 | 6件 | 2,777,111円 |

秘書課においては、副知事の海外出張旅費や、知事が海外出張する際に随行する職員の旅費並びにこれに付随する諸経費について執行されている。

海外出張の概要については、以下のとおりである。

（a）中華人民共和国（上海市）

目　的：ワールドエキスポミュージアム式典への出席、当機会を活用した上海市政府への親書手交

　　　　　　　期　間：平成30年５月10日～同月12日まで

　　　　　　　出張者：新井副知事

（b）フランス共和国

　　　　　　　目　的：第163回ＢＩＥ総会（2025開催候補国プレゼンテーション）

　　　　　　　期　間：平成30年６月11日～同月14日まで

　　　　　　　出張者：秘書課主査

（c）ハンガリー共和国、デンマーク王国、イタリア共和国

目　的：2025年日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に向けた支持要請活動等の実施

　　　　　　　期　間：平成30年９月８日～同月16日まで

　　　　　　　出張者：秘書課主査

（d）マレーシア国、パキスタン・イスラム共和国

目　的：2025年日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に向けた支持要請活動等の実施

　　　　　　　期　間：平成30年10月29日～同年11月２日まで

　　　　　　　出張者：秘書課主査

##### d　万博誘致推進室（政策企画部）について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内　訳 | 29年度 | | 30年度 | |
| 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 |
| 報償費 | 1件 | 21,060円 | ― | ― |
| 旅費 | 40件 | 837,230円 | 36件 | 5,123,153円 |
| 需用費（消耗需用費） | 34件 | 880,050円 | 56件 | 727,074円 |
| 役務費 | 9件 | 222,743円 | 11件 | 126,066円 |
| 委託料 | 1件 | 42,422,400円 | ― | ― |
| 使用料及び賃借料 | 9件 | 191,269円 | 8件 | 189,544円 |
| 負担金、補助及び交付金 | 2件 | 48,450,000円 | 5件 | 115,065,000円 |
| 合　計 | 96件 | 93,024,752円 | 116件 | 121,230,837円 |

万博誘致の推進を担当する所属として、2025日本万国博覧会誘致委員会（以下「誘致委員会」という。）への分担金の支出をはじめ、誘致活動のための海外出張旅費、その他の事務経費について執行されている。その概要については、以下のとおりである。

（a）報償費について

平成30年３月７日のＢＩＥ調査団知事表敬における知事からの記念品の購入費については、「会計事務にかかる執行基準等」（平成19年９月25日付け、財第2285号総務部財政課長通知）に基づき、執行されている。

（b）旅費について

誘致活動にかかる海外出張旅費をはじめ、国の省庁との連絡調整のための上京旅費、大阪府内及び近隣府県都市への出張旅費について執行されている。

海外出張の概要については、以下のとおりである。

（ⅰ）イタリア共和国（ミラノ市）、サンマリノ共和国

目　的：大阪府議会2025年万博誘致に関する調査同行、サンマリノ共和国への支持要請

　　　　　　　期　間：平成30年５月９日～同年５月12日まで

　　　　　　　出張者：万博誘致推進室長、総合調整グループ課長補佐

（ⅱ）クウェート国

目　的：2025年日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に向けた支持要請活動等の実施

　　　　　　　期　間：平成30年11月12日～同年11月15日まで

　　　　　　　出張者：府議会議員３名、万博誘致推進室長、総合調整グループ課長補佐

（c）需用費（消耗需用費）について

事務経費として、文房具類購入、新聞購読料、机や椅子などの購入費、コピー料金について執行されている。

（d）役務費について

海外出張に係る現地手配料、宅配料金、ダイヤルイン電話使用料について執行されている。

（e）委託料について

2025日本万国博覧会会場概略検討業務について業務委託されており、これに要する経費について執行されている。

（f）使用料及び賃借料について

海外出張時における現地での移動のための自動車借上料金、職員端末機の賃貸借について執行されている。

（g）負担金、補助及び交付金について

2025日本万国博覧会誘致委員会規約第16条において、委員会の運営及び事業に要する経費に係る分担金については、原則として大阪府、大阪市及び会員企業等の三者に同額を割り当てることとされており、誘致委員会への分担金について執行されている。

##### e　契約局（総務部）について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内　訳 | 29年度 | | 30年度 | |
| 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 |
| 委託料 | １件 | 28,137,320円 | ― | ― |
| 合　計 | １件 | 28,137,320円 | ― | ― |

大阪府財務規則第53条の３及びその運用において、「設計金額が100万円を超える測量・建設コンサルタント等の契約（知事が別に告示で定めるものに限る。）であって、競争入札によるものについては、契約局長に契約の締結を請求しなければならない」と規定されており、「2025日本万国博覧会交通アクセス検討業務委託」は建設コンサルタント業務に該当することから、総務部契約局において条件付一般競争入札を実施した上で執行されている。

#### イ　誘致委員会の支出について

誘致委員会は、行政、経済界、各種団体等が協力し、オールジャパン体制で国の内外に向けて積極的に訴えかけることにより、2025年に大阪・関西における国際博覧会の誘致を実現することを目的とし、平成29年３月27日に設立された団体である。

誘致委員会のホームページに掲載されている2017年度決算収支報告書及び2018年度予算書によると、海外プロモーション費、国内機運醸成費、有償頒布物製作費、事務費などが執行されている。知事が平成30年９月８日から同月16日にかけて、ハンガリー、デンマーク、イタリアに万博誘致活動のため海外に出張した旅費などについては、知事が誘致委員会の会長代行であることから、誘致委員会が執行している。

## ２　判断

### （1）財務会計上の行為

法第242条第１項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財産の取得等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補てんの措置等を請求できるものである。そこで、まず、財務会計上の行為について判断を行う。

#### ア　公金支出一覧に記載された支出（本件支出）について

個別の支出について、請求人より提出された公金支出一覧に記載された支出について関係書類を確認したところ、大阪府財務規則等の関係法令に則り執行されており、特段の違法・不当な点は見受けられなかった。

なお、確認結果のうち主なものについては、以下のとおりである。

##### （ア）海外出張旅費について

　　　　　　　万博の開催国はＢＩＥ総会において加盟国の投票により決定されることから、誘致を成功させるため、ＢＩＥ加盟国に対し、日本の万博の意義や優位性をアピールし、海外支持を求めるという目的があり、その目的には合理性が認められるところ、本件住民監査請求に係る海外出張はいずれも海外支持要請のために行われたものであり、実施目的との関係において合理的な関連を有する方法であり、その旅費の支出について明らかな違法又は不当は認められない。

また、航空賃及び宿泊料等の海外出張旅費の額及び手続きについても、公務の必要上、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号。以下、「旅費条例」という。）に規定する額を上回る旅費を支給する場合を除き、旅費条例に定められた額について、概算払いにより支出、帰国後に確定額の精算が行われ、過不足額の追給戻入が行われており、帰国後には速やかに復命書が作成されるなど、適正に行われている。

なお、旅費条例第43条第２項において、公務上の必要が認められ、旅費条例に規定する額を上回る旅費を支給する必要が生じている場合には、事前に人事局企画厚生課長を通じて人事委員会あてに協議が必要とされるところ、宿泊料について当該協議が行われている。

請求人から提出のあった公金支出一覧のうち、海外出張旅費について、精算後の金額を集約した結果は下記のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出張先 | 人数 | 金額（精算額） |
| イタリア共和国（ミラノ市）、サンマリノ共和国 | ３名 | 1,314,909円 |
| 中華人民共和国（上海市） | １名 | 363,545円 |
| フランス共和国（30年６月分） | ２名 | 1,014,844円 |
| ハンガリー共和国、デンマーク王国、イタリア共和国 | ２名 | 1,930,908円 |
| マレーシア国、パキスタン・イスラム共和国 | ２名 | 1,699,620円 |
| クウェート国 | ６名 | 3,796,099円 |
| フランス共和国（30年11月分） | １名 | 802,528円 |
| 計 | 17名 | 10,922,453円 |

##### （イ）誘致委員会への分担金について

a　平成29年度分について

まず、平成29年４月１日付け「平成29年度　2025日本万国博覧会大阪誘致推進事業の実施にかかる費用負担に関する年度協定書」（以下「平成29年度協定書」という。）に基づき、大阪府の負担金の上限額（以下「上限額」という。）とされた200,356,000円について、平成29年４月６日付けで支出している。

次に、平成29年11月８日付けで「平成29年度協定書」が一部改正され、上限額が351,013,000円に増額されたことに伴い、既支出額との差額である150,657,000円を平成30年２月９日付けで支出している。

さらに、平成30年２月16日付けで、再度、「平成29年度協定書」が一部改正され、上限額が110,071,000円に減額されたことに伴い、既支出額351,013,000円との差額である240,942,000円を平成30年３月５日付けで戻入している。

最後に、誘致委員会の29年度経費の精算が行われたところ、大阪府の負担分に114,851円の余剰金が生じたので、平成30年５月24日付けで同額の戻入を行った結果、府からの歳出としては合計で109,956,149円となっている。

ｂ　平成30年度分について

平成30年４月１日付けの「平成30年度　2025日本万国博覧会大阪誘致推進事業の実施にかかる費用負担に関する年度協定書」（以下「平成30年度協定書」という。）において、上限額が107,136,000円とされているところ、平成30年４月19日付けで107,135,000円を支出している。（1,000円の差は端数調整）

次に、平成30年７月２日付けで平成30年度協定書が全部改正され、上限額が115,065,000円に増額された結果、平成30年10月25日付けで、既支出額との差額7,930,000円を支出している。

以上、監査時点では合計115,065,000円を支出していることが確認できた。

前記第４・１（４）イのとおり、誘致委員会は行政、経済界、各種団体等が協力し、オールジャパン体制で国の内外に向けて積極的に訴えかけることにより、2025年に大阪・関西における国際博覧会の誘致を実現することを目的として設立された団体であり、誘致委員会規約第16条第２項において、委員会の運営及び事業の運営に要する経費に係る分担金については、原則として大阪府、大阪市及び会員企業等の第三者に同額を割り当てることとしており、大阪府と緊密に協力して万博誘致という共通の目標を実現するための組織である誘致委員会に対する支出を違法又は不当と認めることはできない。

##### （ウ）業務委託料について

a　「2025日本万国博覧会会場概略検討業務」について

本件業務については、「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」に基づく事業者選定委員会において最優秀提案事業者を選定し、当該事業者と地方自治法施行令第167条の２第１項第２号による随意契約を行っている。

平成30年３月28日付けで受注者から完了届及び納品書を受領、履行確認を行い、同月29日に検査調書作成、同月30日付けで受注者に対し検査合格書を通知し、同年４月17日に42,422,400円を支出している。

ｂ　「2025日本万国博覧会交通アクセス検討業務委託」について

本件業務については、第４・１(4）eで述べたとおり、総務部契約局が条件付一般競争入札を実施した後、契約締結を行っている。

平成30年３月16日付けで受注者から完了届及び納品書を受領し、万博誘致推進室の職員が履行確認を行った上で、同月19日に検査調書を作成し、同月20日付けで受注者に対し検査合格書を通知している。

なお、最終的な契約額は37,507,320円であったが、前払金として平成29年６月６日付けで9,370,000円を支払っているため、平成30年４月５日付でその差額28,137,320円を支払っている。

#### イ　誘致委員会の支出について

　　　 　 請求人は、知事の万博誘致のための海外出張が台風21号により大阪府が被災した後に行われたことをもって、当該出張に係る旅費は違法・不当である旨主張する。

しかしながら、当該旅費の支出は、第４・１（４）イで述べたとおり、誘致委員会が執行している。

本件誘致委員会のように、普通地方公共団体等の負担金をもって運営される実行委員会の支出に係る住民訴訟について、平成28年１月29日大阪高裁判決は、「住民訴訟の提訴が許されるのは地方自治法第242条１項が規定するとおり、普通地方公共団体の長又は職員等による同項所定の行為をその対象とする場合に限られ、任意団体とはいえ地方公共団体とは別個独立の権利能力なき社団の行為は、これに当たらないというべきである。」旨判示している。このことは、住民監査請求においても同様であると解される。

また同判決は、最高裁判所昭和39年10月15日第一小法廷判決を引用し、「ある団体が権利能力なき社団に当たるというためには、当該団体が団体としての組織を備え、そこには多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないと解される」旨判示している。

地方公共団体がその施策を実施するにあたって、別の組織を通じてこれを行う場合、当該組織に対する財政支出が住民監査請求の対象になることは当然であるが(最高裁平成16年７月13日第三小法廷判決参照)、当該組織が組織上・財政上、地方公共団体と密接な関係にある場合であっても、地方公共団体とは異なる組織である限り、当該組織の行為を地方公共団体の行為と同一視することはできないというべきである。

これを本件についてみると、誘致委員会の組織及び運営は、以下のとおりであり、誘致委員会は、大阪府とは別個独立して運営がなされているものであり、「権利能力なき社団」であると認められる。

①　誘致委員会は、2025日本万国博覧会誘致委員会規約を定め、16名の役員に加え、91名の誘致に関する事業及び取組みを推進し、支援するための91名の委員を置くほか、誘致委員会の事務を処理するための事務局が設置されるなど、団体としての組織を備えている。

②　役員の過半数が出席をしなければ会議を開くことはできないこととされ、役員会の議事は役員の出席者の過半数をもって決することとされており、多数決の原則が行われている。

③　誘致委員会の役員について、会長は2025日本万国博誘致委員会準備会が選出したものをもって充て、会長代行、副会長及び顧問は会長が指名する者をもって充てるいわゆる「充て職」が行われており、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続する。

④　会長は委員会を代表し、会務を総理するとされていること、委員会の総会は会長が招集し、その議長となり会計年度における事業計画、予算、決算等について審議し、決定することとされていること、誘致委員会の財務に関し必要な事項を定める財務規程を設けていること、委員会の出納は事務局長が司ることとされ事務局名義の預金口座で誘致委員会の金銭を管理していることなど代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定している。

以上のことから、知事の海外出張旅費を含め、誘致委員会の具体的な経費の執行については、住民監査請求の対象とはならない。

### (2) 先行行為

　　　　請求人は、万博を誘致すること自体が民意に反するなど、本件請求に係る財務会計行為の原因となる行為（以下「先行行為」という。）の違法・不当を理由に知事等に対し費用（損失）を請求することを求めている。

そこで、地方公共団体の執行機関又は職員がした財務会計行為（以下「当該財務会計行為」という。）と先行行為との関係について、以下、判断することとする。

当該財務会計行為自体に違法がある場合だけではなく、当該財務会計行為自体に違法事由が存在しない場合であっても、当該財務会計行為と先行行為との間に一定の関係がある場合には、先行行為が違法であれば、当該先行行為の違法が承継され、当該財務会計行為も当然に違法となるものと解される。

この点につき、最高裁昭和60年９月12日第一小法廷判決は、「分限免職処分がなされれば当然に所定の退職手当が支給されることとなっており、本件分限免職処分は本件退職手当の支給の直接の原因をなすものというべきであるから、前者が違法であれば後者も当然に違法となるものと解するのが相当である」と判示しており、先行行為が財務会計行為の直接の原因をなす場合には、先行行為が違法であれば財務会計行為も当然に違法になる。

また、最高裁平成４年12月15日第三小法廷判決は、「地方公共団体の長は、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である。」と判示しており、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合には、これを看過してなされた財務会計上の行為は違法となるものと解される。

したがって、財務会計上の行為の先行行為に裁量権が認められる場合であっても、財務会計上の行為の直接の原因となる行為であって、その判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用がある場合には、財務会計上の行為は違法となると解するのが相当である。

そこで、これを本件における財務会計上の行為の直接の原因となる先行行為についてみると、以下に述べるとおり、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

　　　　ア　請求人は、万博を誘致すること自体が民意に反しており、それに係る大阪府の支出は違法又は不当である旨主張する。

しかしながら、国際博覧会は、国際博覧会条約に基づいた、中央政府がその開催と参加の意思決定を行う国家的催事である。その誘致の意思決定については、内閣における閣議了解を経ており、大阪府においても議会の議決を経たものであることから、明らかに民意に反しているとはいえない。

イ　請求人は、大阪府知事は、援助の名のもとに総額242億円という「買収活動」を行い、条約と国際正義に適う公正な国際競争によってより良き開催地を決めるという方法に反する手段を取っている旨主張する。

しかしながら、「2025国際博覧会の大阪・関西誘致に向けた途上国支援プログラム」は、内閣総理大臣からＢＩＥに対して正式に提出され、受理されたものであるところ、その目的は、開発途上国に対して博覧会への参加を促すための支援を目的としたものであり、買収を目的としたものとはいえない。

ウ　請求人は、「そもそも万博の誘致は、夢洲をカジノ施設を含むＩＲ用地とすることを目的としたものである。多くの大阪府民・大阪市民は、このＩＲカジノに強く反対しており、そのための万博も承認していないことから、法第２条第14項及び地方財政法第４条及び第８条に反する」旨主張する。

しかしながら、万博とＩＲは、それぞれ根拠法令や運営主体などが異なる全く異なる事業である。とりわけ、ＩＲについては、今後、国から示される基本方針に基づき、大阪府が区域整備計画を作成する必要があり、その認定申請に当たっては府議会の議決が要件化されており、夢洲を直ちにカジノ施設を含むＩＲ用地とするものではない。

エ 　請求人は、万博開催予定地の夢洲における津波・高潮などに対する安全対策が十分でないため、万博開催予定地としてふさわしい場所でない旨主張する。

しかしながら、以下の点からすると、万博開催予定地としてふさわしい場所ではないと直ちに認めることはできない。

①　津波・高潮については、夢洲は、津波や高潮で想定される高さを超える地盤高が確保されており、台風時の安全確保についても予定されている。

②　液状化・圧密沈下については、夢洲は、一般的に液状化が起こりにくいとされている粘性土を主成分とする土砂で埋め立てられており、また、一定の地盤改良（サンドドレーン等）が行われている。

③　浚渫土砂及び廃棄物等の受入れ並びに排水の管理に当たっては、関係法令及び受け入れ基準の遵守がなされており、現状で埋立未竣功である部分（いわゆる「海」の部分）についても、埋立竣功済の部分と同じ工法で埋立を実施することが予定されている。

オ　以上より、請求人の主張を考慮したとしても、大阪府知事が行った先行行為である万博誘致の推進の決定やその開催予定地の決定につき裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用が存するものと認めることはできず、裁量権の行使として違法とはいえない。

## ３　結論

以上のとおり、本件支出が違法又は不当なものであるという請求人の主張には理由がない。

よって、本件住民監査請求を棄却する。

### （別紙１）

請求人名簿　24名

（略）

### （別紙２）

平成30年11月20日付け　請求人提出

請求の理由

１　請求人らは大阪府民である。

２　大阪府（知事　松井一郎）は、大阪市（市長　吉村洋文）と共に、大阪市が産業廃棄物な　どのゴミ等で埋め立てて造成した土地である大阪市此花区夢洲地区（以下、夢洲という）に、2025年万博を誘致すべく2016年以来活動し、松井一郎と吉村洋文がその誘致活動のために外遊まで繰り返し、既に３億円以上の費用を浪費している。

　　その活動は、

① 夢洲での万博開催は、大阪を中心とする観光業、建設業等に有益という産業経済本位の目的から2017年に入り「いのち輝く　未来社会のデザイン」などとの名目で計画を作ったものであるが、「公衆の教育を主たる目的とする催し」との万博の本来の趣旨から大きく逸脱したものであること、

② 長年の産業廃棄物等による海岸埋立地である夢洲での開催は、その土地からして安全性を欠く。特に、日本を襲う巨大台風や南海巨大地震と大津波による被災リスクに対し、３千万人（１日15万人以上）に及ぶ人々の生命・身体の安全を確保していない。

　ちなみに、夢洲は今年９月４日の台風21号でもその上部まで暴風と高潮が襲い、コンテナとトランステナー施設を倒壊させ、護岸上部まで崩壊させた。もし、大地震や大津波が襲った場合には、地盤沈下や建物倒壊の危険性が著しく高く、多くの人命を奪う。

　しかるに、府・市は、万博等の施設と公衆の安全性について、日本国民やパリの博覧会国際事務局（ＢＩＥ）に対し、正しく計画報告していないこと、

③ 他の立候補地との誘致競争に勝とうとするために、援助の名のもとに総額242億円（100カ国の政府に対し１国あたり2.42億円）という「買収活動」を行うとし、条約と国際正義に適う公正な国際競争によってより良き開催地を決めるという方法に反する手段をとっていること、

④ そもそも夢洲万博の誘致は、松井、吉村首長らが、夢洲をカジノ施設を含むＩＲ用地とするために目的としたものである。多くの大阪府民・大阪市民は、このＩＲカジノに強く反対しており、そのための万博も承認していないこと、

等からして無謀なものである。

３　大阪府及び大阪市の首長は、住民福祉のために府民・市民の税金を預かっており、財政は正しい公共信託によりその使用をすべきである。これに反して夢洲万博誘致は、もともと大阪の維新党派が固執して推し進める賭博中心の夢洲カジノ開発を究極の目的とするためになされるもので、上記のような健全な公金の使用を欠き、特に公共の安全を度外視した万博の計画推進は、地方自治法２条14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」及び地方財政法４条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」、同８条「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」に反するものである。

４　よって、今後の公金の支出の差止めと既に行われた無駄な支出の回復と賠償を、首長の両氏に求める措置勧告をされるよう、地方自治法242条1項の規定により求める。

５　なお、万博をめぐっては、府・市の首長による不実宣伝や違法・不当な点が多く、これらについてはその証拠を追って補充する考えであるので、法242条6項の機会を与えていただきたい。

事実証明書（略）

### （別紙３）

平成30年12月14日付け　請求人提出

職員措置請求書の補正通知について

１．平成30年11月20日提出の職員措置請求書について、補正を求めるという趣旨の12月５日付通知をいただきました。

しかし、この通知の補正を求める点は、本来、大阪府の万博事務局が明らかにされるべ　　きものです。

　　まず、大阪府の支出は、大阪府と大阪市らが共同で作業推進分担するとしていたのです。その支出は府も一定明らかにしていますが、府・市は万博会場建設費1250億円のうち３分の１を負担すると、松井・吉村首長が公言しています。

府の既支出分は、これまでの首長や職員らの万博関連支出は多岐にわたっていますが、事実証明書３のように支出されたものの概要は示しており、協同して少なくとも府・市は３億円余を使っています。

ところで、１回ずつの支出の理由、金額、関係職員については、かねて請求人代理人の弁護士が府や市にその情報公開を求めたことがあります。しかし、当局は、詳細は進行中の事実に関するもので財務会計処理の終わっていない事柄であるため十分な情報提供はできないとし、その概要の一部のみを提供するだけという対応でした。この点は行政当局がよく知っています。

たしかに、国、府、市及び民間が事実上同一行動をとった行為の財務負担は、国、府、市及び民間が財務分担を確定しなければ終わらないこともあるので、追って情報提供ないし資料を待たざるを得ないものでした。

これは、監査委員が府に説明を求めればできることで、請求人は万博関連支出を全て違法と考えています。

２．公金支出について、事実証明書３にいう「一覧」に書き込むなどして大阪府にかかる部分を特定せよということですが、事実証明書３に記載の表は大阪府ＨＰからの引用であり、大阪府ＨＰそのものに公金支出一覧が存在することを示しています。

念のために今回、事実証明書３に派生する平成28年度予算過程資料、及び平成29、30年度公金支出「一覧」を提出し、これらに記載の2025万博関連の公金支出の全てを違法な支出として主張します。

３．但し、他の名目に隠されるなどしてこの「一覧」に含まれない支出は知り得ません。「一覧」に記載されていない場合も、2025万博関連の公金支出の全てを違法と考え主張します。

添付資料（略）

### （別紙４）

平成30年12月20日付け　請求人提出

職員措置請求書の補正

一、私たちは、大阪府民として知事および職員幹部による無駄な公金支出を正す義務があると思っています。

　　そこで、去る11月20日に貴監査委員会に対し、万博関連の公金支出の厳正な管理を求める請求を提出しました。特に知事は、多くの府民が、地震や台風による多大な被害を被り、停電や避難所の劣悪な環境の中で、不安な時を過ごしている真っただ中に、万博誘致のための外遊を強行されています。

　　府民の健康と安全と福祉を保つことを第一義的任務とされる知事が、それよりも大事と判断された外遊の費用負担が本当に必要だったのか、その支出が公正と判断されるのか、監査委員会の見識を知りたいとも思います。

　　今回、要求されている補正項目については、一府民の立場で正確な指摘ができるものではありません。新聞情報や府のホームページで知り得た情報の範囲でしか回答できないからです。

　　また、今回、請求人のすべてに同様の補正請求が送られてきましたが、これを見て、「私は、何か大きな過ちを犯したか」の如く理解された方が多くいます。かかる文章を出される場合の文面は、上からではなく府民目線で作成されることを強く求めます。これでは、府民と府行政の間に「溝」が生まれ、「もう近寄らないでおこう」と府民参加や住民自治がはるか彼方に離れていきます。このことは、行政にとって命取りです。ご検討ください。

二、補正項目は、事実証明書３にある「日本万国博覧会大阪誘致推進事業費」とあるもののすべてです。特に交通費・宿泊費・交際費については詳細を調べ公開してください。

以上

### （別紙５）

平成30年12月14日付け　請求人提出

大阪府職員措置請求補充書（１）

平成30年11月20日提出大阪府職員措置請求書について補充します。

１、夢洲万博予定地

夢洲万博は、2025年５月３日～11月３日までの185日間、人工島である夢洲の　約155ｈａ（埋立中の夢洲地区の２区、３区、４区の一部）を使い、期間内2800万人（１日平均15万1351人）を集めるとされています。また、夢洲への交通は、橋（夢舞橋）やトンネル（夢咲トンネル）を整備し、地下鉄延伸も計画されています。

大阪市港湾局が企画整備してきた夢洲地区は、西側の海側の１区（現在は法律上は海）、西南側の２区（現在埋立作業中で法律上は海）、北中央部の３区（現在埋立作業中で法律上はまだほとんど海）、東側の４区（埋立を終え、コンテナヤードや倉庫地として分譲や賃貸地として利用中）からなり、そのうち１区、３区の一部と２区のほとんどを利用して万博会場予定地とするものです。

２、万博予定地の災害の危険性

（１）万博予定地は、そもそもこの地を多数の人々が居住滞在するための土地として計画されていない土地であり、住宅地のような防災の配慮がないものです。大阪市港湾局は、万博計画やＩＲ予定の計画が出て、首長から従前のヤード等の分譲をストップさせられていたのです。４区もコンテナや貨物倉庫はありますが、人の居住空間は予定していません。

（２）この夢洲は、１区は一般廃棄物で埋め立てられており、建物建設など想定すらされてい　ない環境上危険で問題のある土地です。２区、３区は、20ｍ近い浚渫土砂と残土で盛土されたものですが、その下の地盤は6000年前といわれる沖積粘土層が20ｍ、そして砂礫層（洪積層）、さらにその下に粘土層が存することが、ボーリング調査の結果判明しています。２区～３区の浚渫土は液状化を起こすのです。

（３）２区、３区では、盛土層と沖積粘土層で圧密沈下を起こします。大阪市は、盛土で圧密　沈下を考えていますが、沖積粘土層については沈下対策を考えていません。

　　　盛土層について、大阪府は10ｃｍ以上の沈下を想定していますが、その想定や対策　検討は明らかではなく、対策も具体化されていません。いずれの方策でも万全ではなく、不等沈下が生じます。大阪市も盛土層の圧密沈下を想定するも、その対策は明らかではありません。

　　この対策には、万博計画でいう1250億円の会場設備費とは別に、計画外の時間と技術、資金を必要とするのです。しかし、府・市共に、万博開催ではその対策を全く考慮していません。

　　そして、沖積粘土層の圧密沈下については、大阪市は考慮していません。沖積粘土層は、盛土層の下位にあり、地盤支持力が極めて弱く、重い埋立層や建物でさらに圧密沈下を起こします。20ｍにもなるこの層圧の下には洪積粘土層があり、従来洪積層は沈下しないとされていましたが関空島において洪積層も沈下していることが確認され夢洲においても同様の沈下の可能性があり府が主張する総沈下量が150ｃｍにとどまる確証はありません。

　 このような圧密沈下すら考えず、地震による液状化対策も考えられていない土地を万博候補地として、2024年までに急いで埋め立て、会場施設を建設するのは全く無謀で公費の無駄使いです。

### （別紙６）

平成31年１月11日付け　請求人提出

大阪府職員措置請求補充書（２）

平成30年11月20日提出大阪府職員措置請求書について補充します。

１. 請求人らは、これまで証拠書類等として、監査請求時に事実証明書１～８を、その後、府の補正通知を受けて、平成30年12月14日付書面にて平成28年度予算過程資料、平成29年度及び平成30年度公金支出「一覧」資料を提出し、そして同日付補充書（１）も提出している。

２. 今回、念のため追加証拠として次の事実証明書９以下を提出する。

このうち、事実証明書９～12は、夢洲万博の災害の危険性を証明するものである。

また、事実証明書13は、これまで大阪府知事・大阪市長らがいかに府民・市民を欺いて　いたか、そして夢洲カジノ万博誘致においてはＢＩＥまでペテンにかけていたことを報道メディア等から明らかにする証拠類である。

事実証明書（略）

### （別紙７）

平成31年１月15日付け　請求人提出

職員措置請求書の補正

一、私は大阪府民として、知事および幹部職員による無駄な公金支出を正す義務があると思っています。

　そこで、昨年11月20日に貴監査委員会に対し、万博関連の公金支出の厳正な点検を求める請求を提出しました。特に知事は、多くの府民が、地震や台風による多大な被害を被り、停電や避難所の劣悪な環境の中で、不安な時を過ごしている真っただ中に、万博誘致のための外遊を強行されています。

　府民の健康と安全と福祉を保つことを第一義的任務とされる公務員である知事が、それよりも大事と判断された外遊の費用が本当に必要だったのか、その支出が公正と判断されるのか、監査委員会の議論経過を是非知りたいとも思います。

　今回、要求されている補正項目の指摘については、一府民の立場で正確にできるものではありません。新聞情報やホームページで知り得た情報の範囲でしか回答できません。監査委員会の方で、ぜひ詳細の提出を指示してください。

二、補正項目は、事実証明書３にある「日本万国博覧会大阪誘致推進事業費」とあるもののすべてです。特に、交通費・宿泊費・交際費等については詳細を調べ、その資料を公開してください。

三、私は今回万博やカジノＩＲの会場にとしている「夢洲」の、土壌汚染対策について疑問を抱いています。夢洲１区の廃棄物管理型処分場は、1991年から事業開始しています。当然ごみ焼却後の有害な焼却灰が埋められています。埋立当初はまだダイオキシン規制法もない中、大阪市の資料によれば年間約10万㌧もの焼却灰が投棄されています。埋め立て開始から今年で27年です。その量は累計で約270万㌧にのぼります。数年前には東日本震災の放射性物質を含む可能性のある災害廃棄物の焼却灰も埋まっています。これは、ゼオライトを敷き詰めた場所に埋めているから大丈夫と言われていますが、同じ大阪市の資料では、仮に南海トラフ型地震等による津波被害では、浸水することが懸念されています。ゼオライトは粘土のようなもので、たくさんの穴を持っていて、その穴にセシウムなど放射性物質を閉じ込めると言いますが、ゼオライトは固定できるものでなく、津波などでは当然流れ出します。

また、通常でも１区の管理型処分場では、有害な滲出水はエアーレータ―と言う設備で、 「水質基準まで薬剤処理し放出する」、となっていますが、どこに流すのかと言うと、なんと万博会場である夢洲２区です。これまで27年間、有害な汚水が流れ込んでいます。こんなところに2800万人の観光客を呼び込むべきではありません。夢洲は、土壌汚染・水質汚染、南海トラフ型巨大地震による津波・液状化・長周期振動等を想定すると、万博会場にふさわしい場所ではありません。資料１

大阪には、カジノ・ＩＲ、万博は不必要です。

なお、今回、請求人のすべてに補正請求が送られてきましたが、これを見て、「私は、何か大きな過ちを犯したか」と思われた方が沢山おられます。このような文書を贈られる場合の文面は、上からの命令調ではなく、府民の目線で作成されることを強く求めます。これでは、府民と府行政の間に「溝」が生まれ、「もう近寄らないでおこう」と、府民参加や住民自治がはるか彼方に離れていきます。このことは、行政にとって命取りです。ご検討ください。

以上

添付資料（略）

### （別紙８）

平成31年１月15日　請求人陳述概要

○夢洲の安全性について

　・　夢洲１区の廃棄物管理型処分場には、ごみを焼却した後の有害な焼却灰や、数年前に運び込まれた東日本大震災の放射性物質を含む災害廃棄物の焼却灰が埋め立てられている。そこに雨が降り、浸出水を処理して流している。有害物質を濾過するゼオライトを敷き詰めている場所であるため、問題ないと発表されているが、それ自身安定的なものでなく、津波などで浸水した場合は、流失するものである。滲出水は、エアーレーターで処理され、万博の会場予定の２区に放出されている。 エアーレーター等で処理するとしても、ダイオキシンやＰＣＢなどのナノレベルの単位で細かいものは、当然網目は潜るだろうし、そういったものがずっと浸かっているところを会場に使うべきでない。

　・　万博は世界の人が訪れるから、安全を第一に考えて実施すべきであり、ごみを埋め立てたようなところで行うべきではない。

　・　防災、安全対策について、ＢＩＥへの申請書から抜け落ちている。万博の会期中に台風が来ないと誰が保証できるのか。

○万博誘致の府民の理解及び目的について

　・　万博を大阪、特に夢洲でやることについて大阪府民の理解は十分得られてない。開催を快く思っているのは、経済的利益が得られる関西財界、大手企業の一部のみである。

　・　開催地に無理やり夢洲を引っ張ってきたのは、ＩＲリゾート、メディアがいうカジノＩＲのためである。

　・　カジノのための万博という考えは、大阪府民を欺いている詐欺的手法であり、万博申請時には意図的に隠している。万博はカジノの誘致を便利にするためのものである。

　・　日本の多くの国民は、カジノに反対であり、大阪府民も７割は反対している。その状況で、万博誘致を府民のコンセンサスとすることはできない。その事実を一切伏せて申請したことは、府政を預かっている者の基本的な公共信託に反しており、違法である。

○約240億円の支援について

　・　他国に対し、経済支援の約束のもと、夢洲万博への投票の呼びかけを経済産業大臣が堂々と公言している。この負担は、第一に日本政府がするだろうが、大阪府も関係がないとは思えず、国と共同して行ったものである。このような買収行為で誘致を勝ち取ることが、日本として大阪府として許されるのか。

○一部請求人却下の判断について

・　一部請求人の却下は不当である。監査委員は、形式的要件が整っていないとかではなく、違法かどうかの実質判断をされなければいけない。府民を切り離すようなやり方は全く理解できない。

### （別紙９）

平成31年１月15日付け　政策企画部提出

住民監査請求（平成30年11月20日、12月14日）に対する政策企画部陳述書

|  |
| --- |
| １．国際博覧会誘致の経過  （１）国際博覧会とは  （２）国際博覧会誘致の経過  ２．2025年国際博覧会の大阪・開催の意義  （１）2025年万博の開催意義  （２）幅広い民意による賛同・支持  3.　 開催予定地の選定理由と災害対策  （１）開催予定地の選定理由  （２）災害対策  ４．誘致活動における海外支持要請の必要性  ５．ＩＲとの関係 |

１．国際博覧会誘致の経過

（１）国際博覧会とは

国際博覧会は、国際条約に基づく唯一の国際的催事であるとともに、中央政府がその開催と参加の意思決定を行う国家的催事である。

国際博覧会条約においては、第１章において定義及び目的が規定されており、第１条においては、「博覧会とは、名称の如何を問わず、公衆の教育を主たる目的とする催しであって、文明の必要とするものに応ずるために人類が利用することのできる手段又は人類の活動の一若しくは二以上の部門において達成された進歩若しくはそれらの部門における将来の展望を示すものをいう。」と定義づけられている。

この国際博覧会の意義は、1851年に開催されたロンドン国際博覧会以降の歴史の中で、それぞれの時代の潮流に合わせて変遷してきたところであり、20世紀前半頃までは、各国がその産業発展や技術革新の成果を展示し、その繁栄を誇示する産業振興や国威発揚の場であったが、現代においては、人類共通の課題の解決に向けた知見を発信するとともに、異なる知と知が融合することで新たな知見が生まれる場としての意義を有している。また、世界の人々がこうした多様な文化や価値観を知り、出会い、交流する場となることは、人々の偏見を排し、相互理解を醸成する大きな意義も有する。（2025年国際博覧会検討会報告書　経済産業省　2017年４月７日）

(２)　国際博覧会誘致の経過

①　基本構想案の策定

大阪府においては、2014年度から2025年国際博覧会の誘致について検討を開始し、2016年度には有識者、行政、経済界で構成する「2025年万博基本構想検討会議」を設置して検討を進め、同年11月に「2025日本万国博覧会基本構想案」を取りまとめた。

ア：基本理念、事業計画、効果

同構想案の「１．基本理念」では、「21世紀に至り、グローバル化した世界において、健康の問題は、まさに世界全体が協調して取り組むべき」としたうえ、「次世代の人類の最も大きな課題となっており、今こそ、人類はその知を結集して、広く世界でその課題解決に向けた挑戦を重ねることで、世界中のあらゆる人がよりよく生きることのできる社会の実現をめざしていく契機としたい。」とした。

また、「４．事業展開」では、「万博の基本理念を実現するため、世界から“知”を集め、博覧を超えた「参加・体験」によって、“人類の健康・長寿への挑戦”に向けた行動を呼びおこす「交流の舞台」をコンセプトとして掲げ、事業展開をはかっていく。」とした。

さらに、「15．国際社会・参加国・日本・大阪への効果」において、経済的な効果の他、国民・府民はもとより、世界の人々の健康増進に大きく寄与するものであるということを記述している。

イ：開催場所

同構想案「５．開催場所」では、万博開催テーマ案と示した健康に関連する「ライフサイエンス分野」の先進地域の周辺に位置することをはじめ、まちづくり施策との関連、既存の都市機能やアクセスの利便性等の理由から、大阪市都心部から西約10ｋｍに位置する夢洲を会場とした。

ウ：会場の安全対策

開催期間中の会場における安全対策は、７年後の開催ということも踏まえ、今後検討していくこととし、会場に多くの来場者が滞在している際、大きな地震などによる大規模な自然災害やテロ等の危機事象などが発生した場合に避難誘導が円滑に、かつ安全に行われるよう、必要な対策、体制等の検討を行うこととしている。

なお、「11．関連基盤整備」に記述しているとおり、夢洲は、津波や高潮で想定される高さを超える地盤高を確保していることに加え、砂地盤ではなく主に粘土質の浚渫土や市内の建設残土によって造成を行っているため、大部分は液状化しにくい地盤となっている。（2025日本万国博覧会基本構想案　大阪府　2016年11月）

②　誘致委員会の設置

2016年11月９日、大阪府市、関西広域連合、関西経済３団体で構成する「2025日本万国博覧会誘致委員会準備会」を発足し、官民合意の下、地元における誘致活動の主体となる誘致委員会の設立に向けて準備を開始した。

また、同日に、各団体の長が、構想案を内閣官房長官、経済産業大臣、厚生労働大臣に提出し、日本国として2025年国際博覧会の開催地として立候補するよう要請した。2017年３月27日には、一般社団法人日本経済団体連合会会長　榊原定征氏を会長に迎え、2025日本万国博覧会誘致委員会を設立し、本格的な誘致活動を開始した。

③　国における「2025年国際博覧会検討会」報告

経済産業省では、2016年12月に「2025年国際博覧会検討会」（座長　古賀信行一般社団法人日本経済団体連合会副会長）を立ち上げ、2017年3月まで３回にわたり、立候補に向けた国としての検討を行った。パブリックコメントの意見を踏まえた上で、2017年４月に、検討会報告書を取りまとめた。

ア 「万博の日本、関西・大阪で開催する意義」として、

・　日本で開催する意義として、国際博覧会を世界における未来社会の実験場とし、新た　なアイデアを実践して、世界のイノベーションを加速させる場にできること。

・　関西・大阪にとっての開催意義として、ライフサイエンス分野、食、起業家精神等の強みについて、イノベーションを喚起できること、多様な文化や価値観が共生できる、誰もが住みやすい地域づくりが促進されること、観光をはじめとする地域経済の活性化や中小企業の活性化を図れることが示された。

イ 「開催場所」については、夢洲は、国際博覧会の開催地域・場所として求められる条件として、人口・経済規模、文化、国際博覧会のコンセプトとの親和性、長期的地域整備計画、既存の都市機能との接続、良好な交通アクセス、会場用地確保を具備していると考えられるとされた。

報告書においては、「大阪府において『いのち輝く未来社会のデザイン』というテーマで速やかに立候補することを期待する」旨の報告書がとりまとめられた。

④　政府閣議了解

本報告書を踏まえ、2025年国際博覧会について、夢洲を会場とする検討案を前提とした大阪誘致に向けて、立候補と開催申請を行うことが2017年４月11日に閣議了解された。

⑤　博覧会国際事務局（ＢＩＥ）への立候補申請

2017年４月24日、日本政府により、2025年国際博覧会開催国への立候補表明文書（内閣総理大臣書簡）を博覧会国際事務局（ＢＩＥ）に提出した。総理大臣書簡では、「大阪・関西において、世界の皆さまとともに、これからの生命のあり方、生き方、ライフスタイルについて国際社会に発信することを決意すること、会場の夢洲は、大阪の都心から約十キロメートルの近距離にあるため、既存の都市機能が容易に利用可能であり、会場までの鉄道延伸や道路拡幅などの整備が計画されているほか、夢洲が人工島であることから、海上アクセスの導入も容易である」旨が示された。

⑥　誘致活動

ＢＩＥへの立候補を経て、国、自治体、経済界が一体となって、ＢＩＥ加盟国へのプロモーション活動、国内の機運醸成などに取り組んだ。

海外誘致活動では、2017年６月、11月、2018年６月、11月の総会におけるプレゼンテーションや、国際博覧会は、加盟国へのプロモーションに有効な機会であることから、2017年６月から９月まで開催されたアスタナ万博、その他国際会議の場、さらに東京における各国大使館、在関西の総領事館に対してプロモーション活動を展開した。

また機運醸成活動では、誘致ロゴマークを設定し、それを活用したＰＲや、イベントを活用したPRや署名活動、万博の理念や意義を広く理解いただく活動を展開した。

⑦　ＢＩＥ調査団の実施とＢＩＥ総会における承認

2018年３月ＢＩＥ調査団が立候補国の開催計画の実行可能性を審査するため来日し、日本　の万博プロジェクトのテーマ、会場予定地、跡地利用、開催国の熱意、参加の見込み、そして財政的実現可能性等について調査した。調査の結果、「日本の万博計画は実行可能でＢＩＥ規程に適合している」とのＢＩＥ執行委員会の勧告が2018年6月の総会で承認された。

⑧　誘致決定

2018年11月23日のＢＩＥ総会で加盟国の投票が行われた。日本は決戦投票で92票を獲得し、開催国に決定した。

２．2025年国際博覧会の大阪・開催の意義

（１）2025年万博の開催意義

立候補申請文書（ビッド・ドシエ）では、2025国際博覧会を大阪・関西で開催する意義について以下の５点を挙げている。

・　大阪府・市が推進中の「大阪の成長戦略」や各種ビジョンの一部として、地域の持続可能な成長の起爆剤になること。

・　世界レベルのライフサイエンスやバイオメディカル分野の機関のハブとしての大阪・関西の強みをさらに伸ばす機会となること。

・　観光客のさらなる増加、世界における関西地域の認知度向上、地域経済の活性化に資すること。

・　地元の起業家が万博に参加することを促進することで、スタートアップ企業の振興と認知拡大につなげること。

・　豊富な文化遺産と1600年にわたる歴史が誇る大阪・関西が、異なる文化との交流を通じてさらに豊かなものになる機会となること。

（２）幅広い民意による賛同・支持

2025年万博の誘致に向けて、誘致委員会のホームページからの会員登録、街頭やＰＲイベント、関連イベントにおける署名等、賛同者数は、134万人に達した。また、大阪府議会では、2016年11月４日、2025日本万国博覧会の大阪誘致に対する決議案が可決された。さらに大阪府議会では、全議員88名中、超党派86名の議員により、「2025大阪万国博覧会誘致推進議員連盟」が結成され、誘致活動が行われた。

また、国会においても超党派議員の加盟により「2025年大阪万国博覧会を実現する国会議員連盟」が結成され、積極的な誘致活動が行われたほか、大阪府内全市町村の議会において2025年万博誘致に賛同する決議（請願採択、決意表明含む）、全都道府県議会において2025年万博の大阪・関西誘致に賛同する決議が採択されるなど、都道府県、市町村、行政団体などの決議は全国277団体に広がった。

３．開催予定地の選定理由と災害対策

（１）開催予定地の選定理由

ビッド・ドシエでは、夢洲が国際博覧会の開催場所として、以下の理由でふさわしいとしている。

・跡地全体の利用計画が検討されていること。

・既存の都市機能との接続に優れていること。

・交通アクセスが良好であること。

・万博に必要な十分な面積を会場用地に確保できること。

（２）災害対策

夢洲は、地盤の高さが想定の津波高よりおよそ５ｍ高く、満潮時でも津波は到達しない。また、粘性土を主成分とする土砂で埋め立てられているため、液状化は起こりにくい地盤となっている。夢洲へのアクセスルートとなる夢咲トンネル・夢舞大橋は耐震性が確保されている。

会場内では、今後、消防等の緊急車両を敷地内に適切に配置し、迅速に対応できるようにし、地震・津波等が発生した場合も、会場内の広場や施設等の安全なスペースに来場者を誘導することとしている。また、一定の期間夢洲に滞在しなければならないことを想定し、備蓄や情報提供等による来場者が安心して滞在できる環境を、ハード・ソフト両面から整備することとしている。

なお、強い台風が接近すると予測される場合は、予めパビリオン閉館の日時を広く告知する。万一、台風の影響により会場に滞留者が生じた場合には、避難場所を確保して来場者の安全を確保する。

参考：平成30年９月４日の台風21号において、過去の最高潮位を超える値（気象庁大阪検潮所O.P.+4.59m）を記録したが、万博予定地内への浸水被害なし。

４．誘致活動における海外支持要請の必要性

万博の開催国はＢＩＥ総会において加盟国の投票において決定されるため、誘致に成功するためには、ＢＩＥ加盟国に対して、日本の万博の意義や優位性をアピールし、支持を要請する活動が不可欠である。海外支持要請においては、国は、外交ルートを通じて、ＢＩＥの加盟国へ働きかけを行うほか、経済界も海外ネットワークを通じたアプローチを行ってきたところであるが、国、自治体、経済界一体となって取り組む必要があり、開催自治体としても、開催地が有するポテンシャルや受け入れ体制、ホスピタリティ等について、幹部が加盟国を訪問し、ホストシティ（開催自治体）の代表として、ＢＩＥ総会の場や、ＢＩＥ加盟国に対して直接支持を訴える活動は極めて重要である。

５．ＩＲとの関係

万博とＩＲの予定地（現時点では決定されていない）は、場所は同じ夢洲であるが、運営主体や資金調達方法、開催用地もすべて異なる、それぞれ独立した、別のプロジェクトである。

### （別紙10）

平成31年１月15日　政策企画部の陳述概要

○国際博覧会誘致の経過について

　・　万博は、国際博覧会条約に基づき、国が開催主体となり、博覧会国際事務局であるパリのＢＩＥで、人類共通の課題の解決策を提示する場と位置付けられている。

・　大阪府から人類の健康・長寿への挑戦に向けた交流の舞台を万博で実現することとし、夢洲を会場とする提案を国に対して行った。それを受け、政府より立候補に向けた検討が行われ、夢洲を会場とする案で、立候補を行うことが2017年４月11日に閣議了解され、同月24日にＢＩＥに対して立候補がなされた。

・　自治体、経済界の動きとして、2017年３月末に2025日本万国博覧会誘致委員会を設置し、国と自治体、経済界が一体となって、国内の機運醸成、海外への誘致活動を行ってきた。

・　開催計画の実行可能性について、2018年３月に、ＢＩＥ調査団による、日本の万博のテーマ、会場予定地、跡地利用、開催国の熱意等の調査が実施された。その結果、日本の万博計画は実行可能でＢＩＥ規程に適合しているとのＢＩＥ執行委員会の勧告が2018年６月のＢＩＥ総会で承認され、同年11月のＢＩＥ総会でのＢＩＥ加盟国の投票で、日本は開催国に決定された。

・　開催国の熱意等の調査に関しては、賛同者数や自治体の決議等に関してプレゼンテーションを行った。定性的なものとして新幹線におけるポスターなど機運醸成、お出迎え、おもてなし等を評価された。

・　台風被害から都市機能として比較的早く回復したということは、ＢＩＥ加盟国から、日本の安定性、過去に開催した経緯も含め、開催国として相応しいというように、評価された。

○2025年国際博覧会大阪・開催の意義について

　・　ビッド・ドシエでは、テーマを「いのち輝く未来社会のデザイン」に設定し、世界の英知を結集して技術やサービスのイノベーションを図ること、健康分野をはじめとする世界の課題解決を図り、国連が掲げる持続可能な開発目標を達成することを重視している。

　・　万博の賛同者については、署名等が134万人に達し、大阪府内の全自治体の議会を含む全都道府県における277の自治体と議会等で誘致に賛同する決議が採択され、民意の十分な賛同と支持をいただいているものと考える。

○開催予定地の選定理由について

　・　ビッド・ドシエでは、跡地全体の利用計画が検討されていること、既存の都市機能との接続に優れていること、交通アクセスが良好であること、万博に必要な十分な面積を会場用地として確保できること、を万博の会場場所にふさわしい理由としている。

・　跡地利用については、2018年策定された夢洲まちづくり構想において、長期的地域整備という方針が示されている。具体的には、土地利用計画において、既存のコンテナヤードはコンテナヤードとしての位置づけ、西側のエリアについてはまちづくりの位置づけとなっている。まちづくりの中にはエンターテイメントのエリアの記載がある。2017年にＢＩＥに提出した提案書の中にも跡地利用について、長期的な地域整備のことについて触れた記載をしている。

・　関西国際空港、新幹線、高速道路の充実により、関西への交通アクセスが良好と言えること、夢洲へのアクセスについては、高速道路沿いの道路から橋梁あるいはトンネルを通じてアクセスできるという点、地下鉄を１駅延伸すれば繋がるという点をもって良好であると考える。

・　地下鉄の延伸費用については、大阪市の試算によると540億円であり、施工は大阪市と民間会社が行う予定。受益者負担の考えに基づき、一部は民間事業者に負担を求めると聞いている。

○開催予定地（夢洲）の安全性について

　・ 夢洲は地盤の高さが想定の津波高よりおよそ５ｍ高く、満潮時でも津波は到達しない。また、粘性土を主成分とする土砂で埋め立てられているため、液状化はおこりにくい地盤となっている。さらに、夢洲へのアクセスルートとなる夢咲トンネル・夢舞大橋は耐震性が確保されている。

　・　会場内では、今後、消防の対応や地震・津波等が発生した場合の安全な誘導、備蓄等に、来場者が安心して滞在していただける環境をハード・ソフト両面から整備することとしている。会場予定地における地上構造物の耐震性については、建築基準法に従って施工、対応する。

　・　強い台風が予想される場合には、予め閉館の措置や滞留者が生じた場合の避難場所等について検討、対応していく。参考として、2018年９月４日に関西に上陸した台風21号において、過去の最高潮位を超える値を記録したが、万博予定地内への浸水被害はなかった。

　・　土壌汚染等の対策については、大阪市の報告により関係法令に基づく受入基準に従い、適切に施工されていると聞いている。そのため、府としても、その範囲内で適切なものと判断している。現時点では、報告資料提供を求めてチェックは行っていない。今後は、必要に応じて確認することはあるとは考えている。

○誘致活動における海外支持要請の必要性について

　・　誘致に成功するためには、ＢＩＥ加盟国に対し、日本の万博の意義や優位性をアピールし、支持を要請する活動が不可欠である。こうした活動については、国、自治体、経済界が一体となり取り組む必要がある。

　・　開催自治体としても、大阪関西が有するポテンシャルや受け入れ体制、あるいはホスピタリティ等について、ＢＩＥ加盟国に対して直接日本への支持を訴える活動は極めて重要かつ効果的であることから、海外要請活動を実施してきた。

○誘致活動の費用について

　・　海外へ支援要請に伴う知事・幹部の海外旅費の割合が大きい。誘致委員会として行っており、府としては誘致委員会に対する分担金という形で支出している。

・　他の誘致委員会での使途としては、主にＢＩＥ総会時の現地パリでのレセプション、昼食会などに使っている。コンサルタント料などはない。

○ＩＲとの関係

　・　ＩＲについては、現時点では大阪に誘致が決定したものではない。予定地は夢洲だが、運営主体や資金調達方法、開催用地も全て異なる、それぞれ独立した別のプロジェクトである。

### （別紙11）

平成31年１月15日　政策企画部の陳述に対する請求人の意見概要

・　夢洲の安全性として説明のあった、地盤が想定の津波より５ｍ高いこと、また、粘土性の埋立土砂の性質について、安全であるならば科学的根拠をもって具体的に説明してほしい。加えて、埋立土砂は残土が入っているため、粘性が高いとは言えない。放流水、２区３区の土壌調査についても、大阪市は調査を行っていない。

・　台風の影響で、夢洲の先行しているコンテナヤードのコンテナはひっくり返り、直前まで水が来て浸水している。護岸は、地震や台風で被害を受けているのだから、現実に起きてることに即して対策を取ったうえで、安全と言うべき。

・　咲洲や舞洲は液状化の影響が記載されているのに、夢洲だけまったく記載がないのはおかしい。

・　夢洲は全体として法律上海であり、ＩＲも万博の開催予定地も海であって、安全性のチェックがされないまま計画が先に進んでいる。安全対策の対応に関する書面もないため、心配の声だけ上がっている。

・　万博誘致委員会の支出については、大阪府も関係あるのだから詳しく説明をすべき。使途については、新聞に出ていたように投票してもらうために国への接待やお土産にも使っている。

・　現在、東京オリンピック招致に係る賄賂疑惑について、フランス当局に調べられている。万博についても、同じような体質の人が行っており、公金が誘致活動に使われている。

・　千里万博や花博といった広い敷地があるのに、なぜ再利用しようとしないのか。現在計画は、当初予定していなかった夢洲１区まで予定地に拡張されている。なし崩し的にするやり方は府民を欺くものである。